

平成24年5月市議会臨時会提出予定案件

(議案)

- 1 専決処分につき承認を求めることについて
(平成24年度大阪府茨木市一般会計補正予算(第1号))
- 2 専決処分につき承認を求めることについて
(茨木市市税条例の一部を改正する条例)
- 3 茨木市副市長選任につき同意を求めることについて
- 4 茨木市固定資産評価員選任につき同意を求めることについて
- 5 特別職の職員の給与に関する条例及び茨木市教育委員会の教育長の給料及び旅費
条例の一部改正について
- 6 特別職の職員等の退職手当に関する条例の一部改正について

議案第 33 号	専決処分につき承認を求めることについて (平成 24 年度大阪府茨木市一般会計補正予算(第 1 号))												
<p>地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し承認を求める。</p> <p>平成 24 年 4 月 8 日執行の茨木市議会議員補欠選挙執行経費の追加</p> <p>補正額 12,603 千円(補正後 74,092,603 千円 - 補正前 74,080,000 千円)</p> <table border="0" data-bbox="223 470 1117 638"> <tr> <td>(歳入)</td> <td>(歳出)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・市税 12,603 千円</td> <td>・人件費 1,071 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・物件費 4,578 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・補助費等 6,954 千円</td> <td></td> </tr> </table> <p>・専決日 平成 24 年 3 月 21 日</p>		(歳入)	(歳出)		・市税 12,603 千円	・人件費 1,071 千円			・物件費 4,578 千円			・補助費等 6,954 千円	
(歳入)	(歳出)												
・市税 12,603 千円	・人件費 1,071 千円												
	・物件費 4,578 千円												
	・補助費等 6,954 千円												
議案第 34 号	専決処分につき承認を求めることについて (茨木市市税条例の一部を改正する条例)												
<p>地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し承認を求める。</p> <p>地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う所要の改正</p> <p>・主な内容</p> <p>被災居住用財産の買換えの特例等の延長 東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合、その敷地の買換えに係る譲渡損失金額について、所得控除が可能な期限を 3 年から 7 年に延長する。 (譲渡期限：平成 26 年 12 月 31 日 平成 30 年 12 月 31 日)</p> <p>平成 24 年度の評価替えに伴う土地の課税に係る特例の延長 土地に対する負担調整措置について、現行の仕組みを平成 26 年度まで 3 年間延長する。なお、住宅用地及び特定市街化区域農地に係る据置特例については、不公平是正の観点から経過措置を講じたうえで平成 26 年度に廃止する。</p> <p>・専決日 平成 24 年 3 月 30 日</p> <p>・施行日 平成 24 年 4 月 1 日</p>													

議案第 35 号	茨木市副市長選任につき同意を求めることについて																					
<p>選任予定者</p> <p>任 期 平成 2 4 年 5 月 1 1 日から</p>																						
議案第 36 号	茨木市固定資産評価員選任につき同意を求めることについて																					
<p>選任予定者</p>																						
議案第 37 号	特別職の職員の給与に関する条例及び茨木市教育委員会の教育長の給料及び旅費条例の一部改正について																					
<p>特別職の職員及び教育長の給与の引き下げに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <table data-bbox="215 1279 1029 1556"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">給料月額 (減額率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>1,057,000 円</td> <td>740,000 円 (30%)</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>923,000 円</td> <td>739,000 円 (20%)</td> </tr> <tr> <td>固定資産評価員</td> <td>603,000 円</td> <td>573,000 円 (5%)</td> </tr> <tr> <td>水道事業管理者</td> <td>818,000 円</td> <td>696,000 円 (15%)</td> </tr> <tr> <td>常勤の監査委員</td> <td>579,000 円</td> <td>551,000 円 (5%)</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>818,000 円</td> <td>696,000 円 (15%)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施期間 平成 2 4 年 6 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日 ・ 施行日 平成 2 4 年 6 月 1 日 			給料月額 (減額率)		市長	1,057,000 円	740,000 円 (30%)	副市長	923,000 円	739,000 円 (20%)	固定資産評価員	603,000 円	573,000 円 (5%)	水道事業管理者	818,000 円	696,000 円 (15%)	常勤の監査委員	579,000 円	551,000 円 (5%)	教育長	818,000 円	696,000 円 (15%)
	給料月額 (減額率)																					
市長	1,057,000 円	740,000 円 (30%)																				
副市長	923,000 円	739,000 円 (20%)																				
固定資産評価員	603,000 円	573,000 円 (5%)																				
水道事業管理者	818,000 円	696,000 円 (15%)																				
常勤の監査委員	579,000 円	551,000 円 (5%)																				
教育長	818,000 円	696,000 円 (15%)																				

特別職の退職手当の引き下げに伴う所要の改正

・改正内容

退職手当額から 100 分の 50 に相当する額を減じる。

	現行	改正後
市長	18,264,960 円	9,132,480 円
副市長	11,076,000 円	5,538,000 円
固定資産評価員	4,341,600 円	2,170,800 円
水道事業管理者	7,852,800 円	3,926,400 円
教育長	7,852,800 円	3,926,400 円
常勤の監査委員	4,168,800 円	2,084,400 円

・減額対象 施行日から平成 28 年 4 月 17 日までの期間を含む任期に係る退職手当

・施行日 公布の日

茨木市市税条例の一部改正について

「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律」が平成 24 年 3 月 30 日付けで成立したことから、「茨木市市税条例の一部改正」が必要になります。その関係条文及び主な内容は次のとおりです。

改正する条例・条項	項目	改正前	改正後	改正する理由
【固定資産税】 附則第17条から第20条、第22条から第24条、第26条及び第28条	固定資産税及び都市計画税に係る土地に対する課税のための特例等について平成23年度まで適用する条文	平成21年度から平成23年度までの間については平成20年度まで適用している特例等を継続	平成24年度から平成26年度までの間について土地に対する課税に係る特例について、現行の仕組みを3年延長する。 ただし、住宅用地及び特定市街化区域農地に係る据置特例については不公平是正の観点から、経過的な措置を講じた上で平成26年度に廃止する。 施行期日：平成24年4月1日 【平成24年度適用】	評価替えに伴い、特例適用を継続するため。不公平の是正のため。

据置特例について

土地の課税につきましては、評価額を基礎としており、平成6年度評価替から、それまで全国平均で公示価格の20～30%程度で評価されていたものが70%に引き上げられました。

固定資産税及び都市計画税は、評価額に土地の特色毎の補正を講じ算出した課税標準額に税率を乗じて計算しますが、税率の引き下げが行われませんでしたので、負担が一気に増加し増税になってしまいました。

このようなことから、課税標準額を段階的に引き上げていくことで急激な税負担の増加を緩和する「負担調整措置」により、急激な増税が抑えられてきました。

その後、バブル経済が崩壊し、平成9年度評価替で、地価は下落しているのに「負担調整措置」により税額が上がり続けている状況から、本来の課税標準額の80%（負担水準）以上に達した場合、税負担が変わらない「据置特例」制度が創設されました。

この制度により、平成23年度時点では課税標準額の80から100%未満で課税されている土地が主要な割合（66%）となりましたが、平成24年度の評価替では土地の評価額が下がることになり、「据置特例」制度を存続する必要が無いことから廃止するものです。

このことにより、本来の課税標準額で課税される土地が主要な割合になり、不均衡が是正されることとなります。